

## 声 明

(旧優生保護法国家賠償請求事件に係る東京高裁判決について)

令和4年3月11日

旧優生保護法大阪訴訟弁護団

本日、東京高等裁判所第12民事部により、旧優生保護法に基づいてなされた優生手術等に対する国家賠償請求訴訟の控訴審判決（以下「本判決」という。）が言い渡された。

原審の判断を破棄し、優生保護法が憲法13条、14条1項に明確に違反することを判示するとともに、除斥期間の経過という一事をもって、被控訴人が損害賠償責任を免れ、被害者の権利を消滅させることは、被害者に生じた被害の重大性に照らしても、著しく正義・公平の理念に反すると判示して、除斥期間の機械的適用を排し、国による非人道的かつ凄惨な人権侵害の責任を認めた。優生保護法に基づく施策について国に損害賠償責任があることを判示し、司法府としての責務を果たした点を当弁護団として高く評価する。

本判決に先立ち、令和4年2月22日には大阪高等裁判所も旧優生保護法の制定及び同法に基づく優生手術に係る国家賠償責任を認める判決を言い渡しており、高等裁判所による控訴審判決は、現状、すべて国の国家賠償責任を認める判断を示していることとなる。

このような状況にもかかわらず、国は、司法府の判断を無視し続け、上告受理申立てを行うのであろうか。既に取り返しのできない甚大な人権侵害を行ったことが司法府によって歴然と示されているにもかかわらず、一向に被害者に対する賠償や真摯な謝罪もせず、解決を先送りにするのであれば、国際社会から人権感覚が鈍磨しているとの批判を受けたとしても何ら弁解の余地はなく、わが国は近代立憲主義国家としての最低水準にすら未だ達していなかったことを宣明することになる。本日の東京高裁判決を受けても、解決を先送りにする姿勢を堅持し、司法府の営為にも背こうとするのであれば、もはや二の句が継げない。

少しでも被害者に対する謝罪と反省の念があるのであれば、本件に係る上告受理申立てなどせず（さらには既になしている大阪高裁判決に対する同申立て

を取り下げ)、可及的速やかに被害者への賠償を行うとともに、一時金法の改正を含めた一回的解決を進めるほかなく、それが、尊厳を踏みにじられ、人生の大半を奪われた被害者に対して国がなし得る最後の償いである。

当弁護団は、国に対し、本判決を受けて、真摯に被害者に謝罪するとともに、控訴人らに対する損害賠償を含めた旧優生保護法に起因する被害救済に関する一回的解決を迅速に進めることを厳に要請するとともに、万が一、国が反省の色を見せず上告受理申立て等を行う場合には、断固としてそれに抗議し、優生手術の被害者に対する救済が一刻も早く現実のものとなるように不断の努力を尽くす所存である。

以 上